



鳥取県公報

平成 20 年 1 月 11 日 (金)
第 7 9 5 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (6) (福祉保健課) 2
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (7) (〃) 2
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (8) (八頭総合事務所県民局) 2
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (9) (西部総合事務所県民局) 3
◇ 公 告	鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表 (治山砂防課) 3
◇ 調達公告	公募型プロポーザル方式による受託者の選定 (教育委員会教育環境課) 4
	一般競争入札の実施 (4 件) (病院局総務課) 6

告 示

鳥取県告示第 6 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 1 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
どい歯科クリニック	米子市淀江町佐陀 2135-5	平成 19 年 12 月 10 日
都田内科医院	米子市紺屋町 133	平成 20 年 1 月 1 日

鳥取県告示第 7 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 1 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
太田整形外科医院	鳥取市青葉町 3-212	平成 19 年 11 月 25 日
都田内科医院	米子市紺屋町 133	平成 19 年 12 月 31 日

鳥取県告示第 8 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 20 年 3 月 4 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 1 月 11 日

鳥取県八頭総合事務所長 小 倉 充

- 1 申請のあった年月日
平成 20 年 1 月 4 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 和の輪
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
前村 隆司
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
八頭郡智頭町大字智頭 1795-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、利用される障害のある方に対して、その人の思いを尊重しながら、自立支援やサービスを行い、障害のある方を中心とする福祉の研究や事業を行うことにより、地域との連携、まちづくりの推進を図り、社会福祉に貢献することを目的とする。

鳥取県告示第 9 号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成20年2月25日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 1 月 11 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

- 1 申請のあった年月日
平成19年12月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人きらめき
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
山根 節彦
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
西伯郡大山町平田376
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障害者に対して、その自立や地域移行の支援に関する事業を行い、もって障害者の福祉及び社会参加に寄与することを目的とする。

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成 20 年 1 月 11 日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 山 田 和 成

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	認可の期間	
有限会社相互商事 代表取締役 千馬 幹男	鳥取市湖山町北三丁目 468	鳥取市湖山町西三丁目101外2筆 (3,558平方メートル)	砂 (8,649 立方メートル)	平成19年11月5日から平成20年11月4日まで	平成 19 年 11 月 5 日

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成 20 年 1 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 業務の概要

(1) 業務名 県立学校グラウンド芝生創作業務

(2) 業務の内容

米子白鳳高等学校のグラウンドの基盤整備及び芝付けを実施する。また、生徒や保護者等が芝生に対する理解を深めるため、米子白鳳高等学校において芝生に関連した環境教育を実施する。さらに米子白鳳高等学校及び既にグラウンドが芝生化されている県立学校 8 校へ芝生の維持管理に関する指導、助言を行う。なお、詳細は、県立学校グラウンド芝生創作事業企画提案書作成要領（以下「提案書作成要領」という。）による。

(3) 委託期間 契約日から平成 23 年 3 月 31 日まで

(4) 予算額 12,086 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 法人格を有していること。

(3) 鳥取県内に主たる事務所を有していること。

(4) 次に掲げる要件のいずれかを満たしていること。

ア 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有していること。

なお、この公募型プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 20 年 1 月 21 日（月）までに 5 の(2)の場所に提出すること。

イ 平成 18 年鳥取県告示第 432 号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加するものに必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち、土木一般又は造園工事のいずれかを有していること。

(5) 平成 20 年 1 月 11 日（金）から本件業務の提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条の規定による指名停止措置及び鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

3 提案書の評価

提案書の評価は、県立学校グラウンド芝生創作業務企画提案書評価検討委員会（以下「評価委員会」という。）において、次の事項について、別に定める評価基準に基づき各評価委員が個別に評価採点し、その点数を合計する方法により得点を算出して行う。

(1) 適正な芝の選定及び芝に適した基盤整備・芝付けの実施

(2) 生徒・保護者等との協働

(3) 効率的な維持管理計画

(4) 環境教育の実施内容

(5) 全体経費

4 最優秀提案者の選定

3により最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

5 手続等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271

鳥取県教育委員会事務局教育環境課 高等学校整備・情報化担当（県庁第 2 庁舎 5 階）

電話 0857-26-7913

ファクシミリ 0857-24-5051

(2) 2(4)アの競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 2(4)イの入札参加資格審査に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県県土整備部県土総務課建設業係

電話 0857-26-7454、7347 又は 7676

(4) 提案書作成要領の交付

提案書作成要領は、平成 20 年 1 月 11 日（金）から同年 2 月 4 日（月）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=74802>）から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成 20 年 1 月 11 日（金）から同年 2 月 4 日（月）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する祝日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 現地確認の日時

平成 20 年 1 月 21 日（月）午後 2 時

〒689-3411 米子市淀江町福岡 24

米子白鳳高等学校

(6) 入札参加表明書及び提案書の提出

ア 提出方法

本件業務に係る提案書の提出を希望する者は、提案書作成要領に基づき、入札参加表明書及び提案書を作成し、持参又は送付すること。

なお、送付による場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）によること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期間及び時間

(4)のイに同じ。

なお、送付による場合は、同日午後 5 時までに到着したものに限り受け付ける。

(7) 質問の受付

ア 提出方法

この公告による選定について質問がある場合には、提案書作成要領に基づき質問書を作成し、持参又はファクシミリにより提出すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期限

平成 20 年 1 月 23 日（水）午後 5 時

6 契約の締結

4 により最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行う。この交渉には、提案書の趣旨を逸脱し

ない範囲内での内容の変更の交渉も含む。契約交渉が不調のときは、4により順位付けられた上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

7 その他

(1) 提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする。

(2) 参加費用

この公募型プロポーザルへの参加に係る一切の経費は、この公募型プロポーザルに参加する者の負担とする。

(3) その他

詳細は、提案書作成要領による。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 1 月 11 日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

放射線治療システム 1 式

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

調達物品を設置するために必要な各種許可手続等が完了し、納入することを通知した日から起算して 45 日以内

(4) 納入場所

鳥取市江津 730 鳥取県立中央病院中央放射線室

(5) 入札方法

入札金額は、(1)に掲げる物品に係る合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が医療・理化学機器類の医療機器に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 20 年 1 月 15 日（火）午後 4 時まで 4 の(2)の場所に提出すること。

(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成 20 年 1 月 11 日（金）から同月 28 日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札

参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局経営課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津 730

鳥取県立中央病院事務局経営課

電話 0857-26-2271（内線 2209）

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書その他の資料は、平成 20 年 1 月 11 日（金）から同月 21 日（月）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/chuoubyouin/>）から入手すること。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する者は、240 円分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に（1）の場所へ請求すること。

ア 交付期間及び時間

平成 20 年 1 月 11 日（金）から同月 21 日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 交付場所

（1）に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、（1）の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成 20 年 1 月 28 日（月）午前 11 時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前 10 時とする。）

イ 場所

鳥取県立中央病院第 5 会議室（本館 2 階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2 の入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4 の（1）の場所に平成 20 年 1 月 22 日（火）午後 5 時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出

しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 12 号。以下「財務規程」という。）第 69 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。）第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第 69 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県営病院事業管理者が判断した入札者であって、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Radiotherapy system, 1 Set

(2) Deadline for the submission of documents for qualification confirmation :

5 :00 PM 22 January, 2008

(3) Date and Time for the submission of tenders : 11:00 AM 28 January, 2008

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 10:00 AM 28 January, 2008

(4) Please contact for notice : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Central Hospital 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

TEL 0857-26-2271 ex. 2209

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 1 月 11 日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

1 調達内容

(1) 調達案件及び数量

鳥取県立厚生病院臨床検査業務 一式

(2) 本件業務の内容

本件業務は、鳥取県立厚生病院で行う各種臨床検査（検体検査）について、主に件数が少ないものや特殊なものについて外部委託を行い、日々の業務の効率化と円滑化を図るものである。

(3) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(4) 履行期間

平成 20 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

(5) 履行場所

倉吉市東昭和町 150 鳥取県立厚生病院 中央検査室

(6) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この競争入札に参加することができる者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 平成 20 年 1 月 11 日（金）から同年 2 月 20 日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成 20 年 1 月 11 日（金）から同年 2 月 20 日（水）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

エ 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務の各種調査委託に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格の審査の書類申請を平成 20 年 1 月 24 日（木）午後 4 時までに 4 の(2)の場所に提出すること。

オ 日本医師会が実施する臨床検査精度管理調査に参加している者であって、その調査において、次の要件を満たしていること。（成績書の写しを提出すること）

（ア）平成 17 年度及び平成 18 年度の当該調査における評価 C は年間 6 件以下であること。

（イ）平成 17 年度及び平成 18 年度の当該調査における評価 D はないこと。

カ 日本総合健診医学会精度管理調査又は日臨技臨床検査精度管理調査に参加していること。

キ 財団法人医療関連サービス振興会の認定する衛生検査所（検体検査）業務に係る医療関連サービスマークを受けていること。

ク 鳥取県立厚生病院の検査システム対象項目の検査委託については、鳥取県立厚生病院のシステムで抽出したフロッピーディスクで発注し、及び報告することが可能であるとともに、検査システム対象外項目の

検査委託については、伝票により報告すること。

ケ 検体等の集配は、鳥取県立厚生病院長が適当と認める手段及び方法により行うことが可能であること。

コ 検体検査委託に係る特殊容器（特殊試薬入り試験管等）及びその他の検査委託に係る容器（鳥取県立厚生病院が使用しているものと同じ規格のもの）を負担することが可能であること。

なお、容器は契約履行開始前に仮の数量を納品し、その後は、毎月使用数量に応じて納品すること。

サ 検体検査委託予定項目はすべて受託できること。

シ 上記アからサまでに適合していることを示す書類を鳥取県立厚生病院長が示す日時までに提出した者であること。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が(1)のアからエまでのすべてに該当すること。

イ 構成員のうち、いずれかの者が(1)のオからキまでに該当すること。

ウ 共同企業体が、2名以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、この競争入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局総務企画課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町 150

鳥取県立厚生病院事務局総務企画課企画担当

電話 0858-22-8181（内線 3422）

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 入札説明書等の交付

入札説明書その他の資料は、平成 20 年 1 月 11 日（金）から同年 2 月 4 日（月）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/kouseibyouin>）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成 20 年 1 月 11 日（金）から同年 2 月 4 日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成 20 年 2 月 20 日（水）午後 2 時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午とする。）

イ 場所

鳥取県立厚生病院 第 2 会議室（外来・中央診療棟 5 階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、参加表明書及び 2 の競争入札参加資格に適合することを証明できる書類を、4 の(1)の場所に平成 20 年 2 月 4 日（月）午後 5 時まで提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 12 号。以下「財務規程」という。）第 69 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。）第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第 69 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be required: Clinical examination for Tottori Prefectural Kousei Hospital: 1 set

- (2) Delivery period : From 1 April, 2008 through 31 March, 2012
- (3) Delivery place : 150 Higashishouwamachi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan
- (4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5:00 PM
4 February, 2008
- (5) Date and time for the submission of tenders : 2:00 PM 20 February, 2008
Deadline for the submission of tenders by registered mail : 0:00 PM 20 February, 2008
- (6) Please contact : Planning and General Affairs Division, Administration Department,
Tottori Prefectural Kousei Hospital 150 Higashishouwamachi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan
TEL:0858-22-8181 ex.3422

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 1 月 11 日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県立厚生病院で使用する電気の供給 供給期間総使用予定電力量 11,989,563 キロワット時（1 年当たり 3,996,521 キロワット時）

※ 供給期間総使用予定電力量は、平成 18 年度下半期実績及び平成 19 年度上半期実績の合計電力量に機器の増加等の補正を行うこと等により算出した 1 年当たりの電力量に 3 を乗じて算出したものであり、天候等により変動することがある。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

平成 20 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

(4) 供給場所

倉吉市東昭和町 150 鳥取県立厚生病院

(5) 入札方法

入札金額は、入札説明書に記載する方法に従って計算し、入札説明書に示す予定契約電力、使用予定電力量及び予定力率に応じた基本料金の単価並びに電力量料金の単価により算出した年間の合計金額（料金単価は消費税及び地方消費税を含むものとし、合計金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）に 3 を乗じて得た額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含む単価により見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）を入札書に記載すること。なお、燃料の価格変動に伴う調整は、行わないこととする。

2 入札参加資格

この競争入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務のその他に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入

札参加資格審査の申請書類を平成 20 年 1 月 22 日（火）午後 5 時までに 4 の（2）の場所に提出すること。

（3）平成 20 年 1 月 11 日（金）から同年 2 月 22 日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（4）電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 3 条第 1 項の規定により一般電気事業の許可を受けている者又は同法第 16 条の 2 第 1 項の規定により届出を行っている特定規模電気事業者であること。

（5）電気の供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局管財課

4 入札手続等

（1）入札に関する問合せ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町 150

鳥取県立厚生病院事務局管財課施設担当

電話 0858-22-8205（直通）

（2）競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

（3）入札説明書の交付

（1）の場所で、平成 20 年 1 月 11 日（金）から同月 29 日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、240 円分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒（角形 2 号）を同封し、交付期間中に（1）の場所へ請求すること。

（4）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成 20 年 2 月 22 日（金）午後 1 時 30 分（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月 21 日（木）午後 5 時とする。）

イ 場所

鳥取県立厚生病院第 1 会議室（外来・中央診療棟 5 階）

5 入札者に要求される事項

（1）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（2）この一般競争入札に参加を希望する者は、2 の入札参加資格に適合すること及び入札説明書で示す入札参加確認申請書その他必要な書類を、4 の（1）の場所に平成 20 年 2 月 5 日（火）午後 5 時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（3）入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出

しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 12 号。以下「財務規程」という。）第 69 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。）第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第 69 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると鳥取県立厚生病院長が判断した入札者であって、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(5) 手続きにおける交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity for the Tottori Prefectural Kousei Hospital building 11,989,563 kWh

(2) Delivery period: From 1 April, 2008 through 31 March, 2011

(3) Delivery place: 150 Higashishouwamachi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan

(4) Deadline for the submission of documents for qualification confirmation : 5:00 PM 5 February, 2008

(5) Date and Time for the submission of tenders : 1:30 PM 22 February, 2008

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 5:00 PM 21 February, 2008

(6) Please contact: Property Management Division, Administration Department, Tottori

Prefectural Kousei Hospital 150 Higashishouwamachi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan
TEL: 0858-22-8205

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 1 月 11 日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県立厚生病院駐車場ゲート設置及び管理業務委託 一式

(2) 調達案件の内容

ア 駐車場ゲート機器の賃貸借 一式

イ 駐車場ゲート機器の管理業務 一式

ウ 駐車場ゲート機器の防犯対応業務 一式

(3) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(4) 履行期間

平成 20 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

(5) 履行場所

倉吉市東昭和町 150 鳥取県立厚生病院

(6) 入札方法

ア 入札金額は、次に掲げる額の合計金額とする。

(ア) (2)のアに掲げる物品の(4)に掲げる期間の賃貸借料の額

(イ) (2)のイの業務に要する年間経費の額の5年分に相当する額

(ウ) (2)のウの業務に要する年間経費の額の5年分に相当する額

イ 契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第841号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分が役務の警備及びリース・レンタルに登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成20年1月22日(火)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成20年1月11日(金)から同年2月22日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 警備業法(昭和47年法律第117号)第4条の規定による都道府県公安委員会の認定を受けている者であること。

(5) 平成16年度以降に駐車台数100台以上の駐車場の管理業務を12月以上継続し、所定の契約期間において当該業務の履行を完遂した実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局管財課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町 150
鳥取県立厚生病院事務局管財課施設担当
電話 0858-22-8205 (直通)

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220
鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当
電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 入札説明書の交付

(1)の場所で平成 20 年 1 月 11 日 (金) から同月 30 日 (水) までの日 (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、240 円分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒 (角形 2 号) を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便 (親展扱いとすること。) 又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの (親展扱いとすること。) により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成 20 年 2 月 22 日 (金) 午後 2 時 30 分 (ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月 21 日 (木) 午後 5 時とする。)

イ 場所

鳥取県立厚生病院第 1 会議室 (外来・中央診療棟 5 階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成 20 年 2 月 5 日 (火) 午後 5 時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程 (平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 12 号。以下「財務規程」という。) 第 69 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。) 第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱 (昭和 40 年 1 月 30 日付発第 36 号) 第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合にお

いて、財務規程第 69 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると鳥取県立厚生病院長が判断した入札者であって、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Setting for parking gate system of Tottori Prefectural Kousei Hospital and Control parking area

(2) Delivery period : From 1 April, 2008 through 31 March, 2013

(3) Delivery place : 150 Higashishouwamachi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan

(4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 : 00 PM 5 February, 2008

(5) Date and time for the submission of tenders : 2 : 30 PM 22 February, 2008

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 5 : 00 PM 21 February, 2008

(6) Please contact : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Kousei Hospital 150 Higashishouwamachi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan TEL:0858-22-8205